

福岡県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.5E-2	1.2E+0	1.4E+2	145.8
64	エトフェンプロックス	8.5E+1	4.1E+1	7.2E+1	3.3E+1	230.9
117	テブコナゾール				1.2E+1	12.1
139	トラロメトリン			7.3E+0	4.0E+0	11.3
140	フェンプロパトリン			1.0E+1		10.1
153	テトラメトリン	7.4E+2	2.9E+1	9.3E+2		1,699.4
181	ジクロロベンゼン	1.5E+3	6.2E+2			2,106.2
225	トリクロロホン		2.1E+1			21.1
248	ダイアジノン		1.9E+0			1.9
251	フェニトロチオン		4.9E+2	1.2E+1		506.2
252	フェンチオン	1.7E+1	1.9E+2	1.7E+1		221.8
256	デカン酸				2.0E-1	0.2
350	ペルメトリン	1.4E+2	1.3E+2	1.5E+2	1.1E+2	524.3
405	ほう素化合物		2.3E+0	1.3E+2	5.7E+0	133.0
427	カルバリル			6.6E+2		664.7
428	フェノプカルブ			4.1E+2	3.5E+2	762.6
457	ジクロロボス	2.9E+2	2.1E+3			2,426.0
合 計		2.8E+3	3.7E+3	2.4E+3	6.6E+2	9477.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等